

## 国営かんがい排水事業（公共）

【105,333(116,327)百万円】  
(平成26年度補正予算 5,404百万円)

### 対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

### <背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

### 政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

### <主な内容>（下線部が拡充内容）

#### ○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

(採択要件)

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあつては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあつては100ha以上）

なお、新たな水資源開発が困難な水田地域において、水需要の変化に対応するため、末端支配面積100ha以上500ha未満の調整施設を設置することが必要な場合にあつては、通常の農業水利施設と、当該調整施設までの農業水利施設を一体的に整備できるものとします。

国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75％、沖縄・奄美 90％  
ただし、末端支配面積500ha未満の調整施設までの工事に係る国庫負担率は以下のとおり。  
都府県・北海道・離島 50％、沖縄 80％、奄美 65％  
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-2206)]

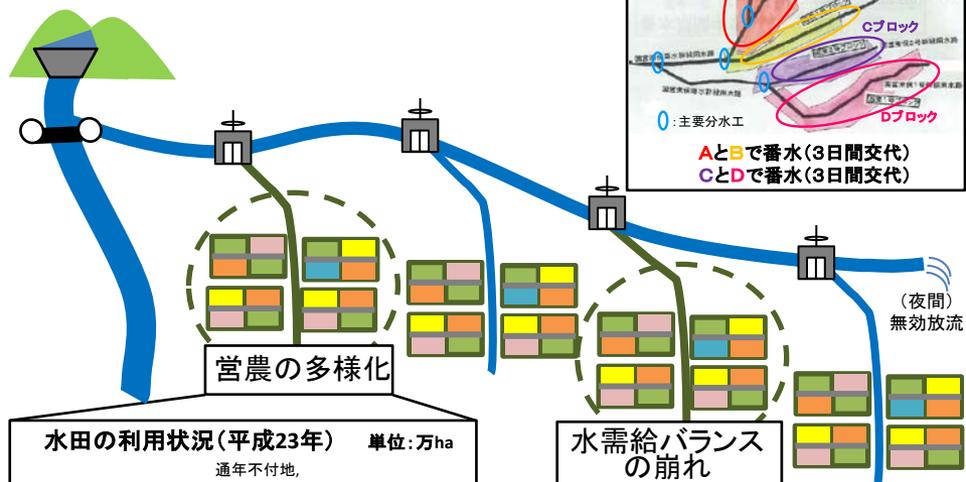
# 国営かんがい排水事業(拡充)

～担い手による多様な水需要に弾力的に対応するための調整施設の追加～

## 課題

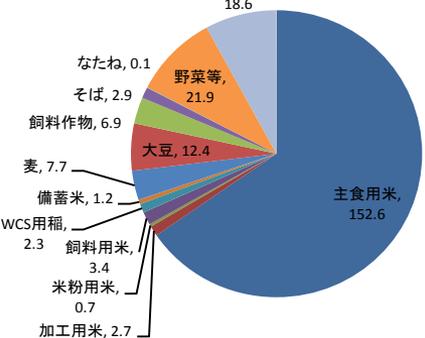
- 農地集積の加速化による営農の変化や、担い手の経営判断による作付作物の多様化に伴い、水需要が大きく変化
- 一方、新たな水資源開発は困難であり、多様な水需要の変化に対応できない状況

### 新規の水資源開発は困難

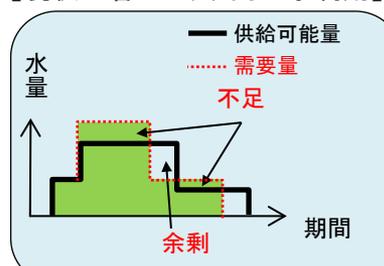


水田の利用状況(平成23年) 単位: 万ha

通年不付地, 18.6



【現状の各ブロック内の水利用】

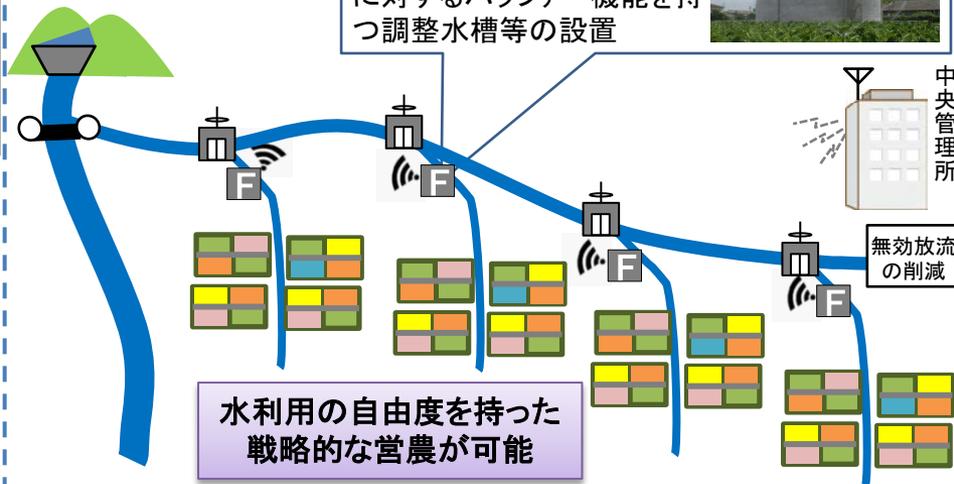


## 対応

- 用水ブロック毎に、調整施設を設置し、変化する水需要に対応するとともに、無効放流の削減による水の有効利用を推進
- 利用可能な農業用水を最大限活用し、担い手が水利用の自由度をもって戦略的な営農を展開

### 調整施設

- ・用水ブロック毎の水需要に対するバッファ機能を持つ調整水槽等の設置



### 拡充内容

新たな水資源開発が困難な地域において、水需要の変化に対応するため、末端支配面積100ha以上500ha未満の調整施設までの農業水利施設を事業対象に追加

<国庫負担率>

末端支配面積500ha未満の調整施設までの工事に係る部分  
都府県・北海道・離島50%、沖縄80%、奄美65%